

2024年9月20日

一般社団法人 ARO協議会 第10回 学術集会

知的財産専門家連絡会 活動報告

知財専門家連絡会代表者
札幌医大大学院医学研究科
石埜正穂

ARO協議会
知的財産専門家連絡会

担当理事 森豊隆志
代表者 石埜正穂

(北大)	小池俊明	中田昌宏	
(東北大)	高橋 亨	鈴木伸育	
(東大)	岡田美和子	島田満之	
(名大)	五十部穰	藤田一司	松尾まゆみ
(京大)	大菊 鋼	服部華代	
(阪大)	植木靖之	重内利明	井上隆弘 高岡裕実
(九大)	吉田宏治	安部英里子	
(千葉大)	徳川和久	加賀山祐樹	
(岡山大)	嵯峨山和美	渋谷勝一	
(群馬大)	藤縄 祐	中村哲也	飯塚 朗
(筑波大)	-	辻 光一	
(広島大)	天ヶ瀬晴信		
(神戸大)	犬塚詩乃	角山弘嘉	清水 瞳
(東医歯大)	美王宏之	甲斐田みどり	
(慶応大)	水落登希子	岩崎直子	
(順天大)	赤堀浩司	赤井 遥	
* (神戸機構)	安藤公祐	野添智子	* : 事務局
(国がん)	-	小石原保夫	
(名医セ)	伊藤典子	宮川慶子	
(がん研)	芳賀直実	丹下梓美	

20拠点45名

知的財産専門家連絡会

各拠点の知財実務能力の向上を目指す

- ・ 拠点相互の情報交換による先進的な取り組みの共有
- ・ 共通の課題の抽出と検討

◎ 連絡会の開催

- ・ 年に3回開催

◎ WG等の開催

- ・ 適宜組織。課題の解決や方針の策案
- ・ 業界関係団体や行政との連携を推進

◎ セミナー等の開催

- ・ 活動の成果を浸透させ、検証も行う

知的財産専門家連絡会 R5年度～R6年 開催実績

- | | | |
|----------------|-------------|-------------|
| ○2023年4月14日（金） | 11:00～12:00 | WEB開催 |
| ・ 対価検討WG | | |
| ◎2023年7月14日（金） | 14:30～16:00 | WEB開催 |
| ・ R5年度 第1回連絡会 | | |
| ◎2023年8月26日（土） | 9:00～10:30 | 現地開催（学術集会時） |
| ・ R5年度 第2回連絡会 | | |
| ◎2024年3月13日（水） | 15:00～16:30 | WEB開催 |
| ・ R5年度 第3回連絡会 | | |
| ◎2024年9月16日（金） | 16:00～17:30 | |
| ・ R6年度 第1回連絡会 | | |
| ○2024年8月15日（木） | 14:00～15:00 | |
| ・ 裁判所意見募集対応WG | | |
| ◎2024年9月20日（金） | 10:30～11:30 | 現地開催（学術集会時） |
| ・ R6年度 第2回連絡会 | | |

連絡会における主なディスカッション

●拠点事例報告

◎ R2年第2回：大阪大

◎ R3年第1回：岡山大

◎ R3年第2回：東京大

◎ R4年第1回：がん研有明

◎ R4年第3回：筑波大

◎ R6年第1回：順天堂大

●議論

◎ R5年第3回

- ・製薬協版ICF共通テンプレートについて（知財的側面からの検討）
- ・データの有償提供について（DMP承認の運用実態について）

◎ R6年第1回

- ・対価WGの成果について
- ・裁判所の意見募集について（WGでの議論へ）

◎ R6年第2回

- ・フリーディスカッション

●各拠点からの情報共有（毎回）

1) 趣旨

非臨床試験データ、治験以外の臨床試験データ、二次利用に係るリアルワールドデータなど、広い範囲の医療データに関する有償移転の実態について把握する。しかしながら背景事情は様々であることから、まずは事例を集め、各拠点で参考にできるデータベースを構築する。

2) 実態把握として必要な項目（具体的な企業名や対価額等には言及しない）

- ①データを提供した相手のカテゴリー
- ②提供したデータの種別
- ③データ対価の算出方法
- ④データ対価の受け取り方法（一時金・ロイヤリティ等の別）
- ⑤補足的情報（備考）

3) 情報の取扱い

情報は当面WG内のみでの共有とし、もし公表する場合も、その手段や範囲について集まった情報の内容やボリュームを見ながら都度WG内で相談して決める。

◎現時点で5拠点から計24件の情報提供あり

専門家連絡会企画6（知財）で発表します 21日（土）10:50-11:50（第4会場）

演者

- 井上 隆弘（大阪大学共創機構 機構長補佐・産学官連携オフィス）
- 服部 華代（京都大学医学部附属病院 先端医療研究開発機構 医療開発部）
- 小石原 保夫（国立がん研究センター東病院 産学連携支援室）

座長

- 石埜 正穂（札幌医科大学附属産学・地域連携センター）

下記特許権の特許権者が、医師である被告が下記血液豊胸手術のために用いる薬剤を製造する行為は、特許発明の実施行為（生産）に当たるとして、民法709条に基づき、損害賠償金1億円及び遅延損害金の支払を求める事案

【請求項1】自己由来の血漿、塩基性線維芽細胞増殖因子（b-FGF）及び脂肪乳剤を含有してなることを特徴とする皮下組織増加促進用組成物。

被告は形成外科医院を営む医師で、①被施術者から採取した血液の細胞成分を取り除いた血漿、②トラフェルミン製剤「フィブラストスプレー」、③脂肪乳剤「イントラリポス」、及び他の薬品を混合して薬剤を製造し、これを被施術者の胸部に注射して投与方法による血液豊胸手術を提供していた。

意見募集事項

- 特許性の有無
- 「医師等の処方箋により二以上の医薬を混合する行為」（特許権の効力が及ばない）への該当性
- その他特許権の効力が及ばない可能性

